



宮城県大和町

令和7年度償却資産(固定資産税)申告の手引き

提出期限: 令和7年1月31日(金)

提出先: 大和町役場 税務課 固定資産税係

問合せ先: TEL 022-345-1116(直通) / FAX 022-341-8801(開庁時間内)

※償却資産に関する課税内容のお問合せにつきましても、提出先と同様の係まで
お願いいたします。なお、杜の丘出張所の窓口では償却資産の申告を取り扱って
おりませんのでご注意ください。

目 次

I 償却資産について	III 税額等の算出方法
(1) 償却資産とは?.....2	(1) 評価額の算出方法.....13
(2) 償却資産の種類と主な内容.....2	(2) 課税標準額の算出方法.....15
(3) 家屋(建物)と償却資産の区分.....2	(3) 税額の算出方法.....15
(4) 業種別の主な償却資産の例.....4	IV 申告書等の記入方法
(5) 国税と地方税の取扱いの違い.....4	(1) 償却資産申告書の記入方法.....16
(6) 申告の対象となる資産.....6	(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の 記入方法.....18
(7) 申告の対象とならない資産.....6	(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法.....20
(8) 少額の減価償却資産の取扱いについて.....7	(4) 電子申告を行う場合の記入方法.....22
(9) リース資産の取扱いについて.....7	V 課税標準の特例等について
(10) 再生可能エネルギー事業に係る償却資産の 取扱いについて.....8	(1) 課税標準の特例.....23
II 償却資産の申告について	(2) 中小企業等経営強化法による先端設備 等に係る課税標準の特例.....24
(1) 申告していただく方.....9	(3) 固定資産税(償却資産)課税標準の特例 申請書の記入例.....26
(2) 提出する書類.....9	VI その他
(3) 本人確認について.....10	(1) 免税点について.....27
(4) 個人番号・法人番号の申告書への記入に ついて.....10	(2) 未申告や申告内容の修正について.....27
(5) 申告の方法.....11	(3) 申告内容の実地調査のご協力をお願い.....28
(6) 提出期限.....11	よくある質問 Q & A.....12、22
(7) 提出先及び問合せ先.....11	

I 償却資産について

(1) 償却資産とは？

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の法令で定める資産以外のものをいいます。

例えば、法人や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、車両、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と主な内容

資産の種類		償却資産の主な内容
1	構 築 物	舗装路面、広告塔、門・塀・庭園・緑化施設等の外構工事等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、自家発電設備、屋外設備工事、内装・内部造作等 ※家屋(建物)と償却資産の区分については、3ページの表をご参照ください。
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置
3	船	貨物船、ボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	・フォークリフト ・大型特殊自動車 ① 建設機械に該当するもの…分類番号が「0」「00～09」「000～099」 ② 建設機械以外のもの…分類番号が「9」「90～99」「900～999」 ※いずれも自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきものを除きます。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、看板、ネオンサイン、レジスター、応接セット(事務机、椅子等)、テレビ等

(3) 家屋(建物)と償却資産の区分

家屋には、建築設備(電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等)が取り付けられています。が、固定資産税においては、それらを償却資産と家屋に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の精算又は業務の用に供されるもの、家屋と構造上一体でないものを償却資産として取扱います。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

賃貸人(テナント)等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、全て償却資産として取扱います。**当該設備は、賃貸人(テナント)等の方が申告してください。**

<家屋(建物)と償却資産の区分表>

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者が同じ場合	
			家屋	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管、配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○
		配管、配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	呼出表示設備	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用設備		○
		屋内設備(配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等)	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器等)		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用)、 中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産用又は業務用設備		○
		屋内設備(配管等)	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○	
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛式)、特定の生産用又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産用又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベアー		○
		エレベーター、エスカレーター	○	
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機等		○
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切(衝立)等		○
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		○

(4) 業種別の主な償却資産の例

業種	資産の名称
共通	舗装路面、受変電設備、LAN設備、パソコン、プリンター、コピー機、ルームエアコン、レジスター、応接セット、看板(広告塔、ネオンサイン等)
小売業	陳列ケース・陳列棚(※冷凍又は冷蔵機能あるものも含む)、冷凍庫・冷蔵庫・自動販売機
飲食業	接客用家具(テーブル、椅子等)、厨房設備、冷凍庫・冷蔵庫、カラオケ
理容業・美容業	理容又は美容椅子、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、洗面設備、サインポール
医業・歯科医業	手術機器、消毒殺菌機器、レントゲン機器、測定機器、調剤機器
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機器、給排水設備、ビニール包装設備
旅館・ホテル業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、駐車場設備
製造業	製品製造設備、旋盤、ボール盤、溶接機器、梱包機器
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(※軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機器、両替機、放送設備、防犯設備
不動産貸付業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場設備
駐車場業	駐車場設備(※機械式・ターンテーブル式も含む)
農業	農業用器具、ビニールハウス、果樹棚
再生可能エネルギー事業	太陽光パネル、架台、付属装置、遠隔監視装置等の太陽光発電設備 ※再生可能エネルギー事業に係る償却資産の申告については、8ページをご参照ください。

(5) 国税と地方税の取扱いの違い

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)※償却資産
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)* ¹
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
増加償却	認められます。	認められます。* ²
耐用年数の短縮		認められません。* ³
圧縮記帳の制度		
特別償却・割増償却		
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例		
評価額の最低限度 (残存価額)	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5* ⁴
改良費	原則区分評価	区分評価

<地方税の取扱いの補足事項>

*1

【償却計算の基準日】

償却資産は、土地・家屋の固定資産のように登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であることから、**地方税法第383条において、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している資産を、その資産の所在地にあたる市町村に申告する義務があります。**

前年度から資産の増減等が無い場合や対象となる資産がない場合も、市町村での所有状況の把握のために、申告をしていただく必要がございます。

*2

【増加償却】

増加償却を適用した資産がある場合は、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し又は税務署への届出書の写しを償却資産申告書に添付してください。

【耐用年数の短縮】

耐用年数の短縮を適用した資産がある場合は、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し又は税務署への届出書の写しを償却資産申告書に添付してください。

*3

【圧縮記帳の制度】

圧縮記帳の制度については、固定資産税では認められておりません。

圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額を申告してください。

【特別償却・割増償却】

特別償却・割増償却については、固定資産税では認められておりません。

租税特別措置法で取得価額の全額を即時償却した場合においても、固定資産税では取得価額の全額を償却資産の申告対象とします。

【中小企業者等の少額資産の損金算入の特例】

取得価額30万円未満を適用した資産については、固定資産税では償却資産の申告対象になります。

*4

【評価額の最低限度】

固定資産税では旧定率法で評価を行い、**取得価額の5%が最低限度額**となります。

税額等の算出方法は、13ページから15ページをご参照ください。

(6) 申告の対象となる資産

1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休資産(いつでも稼働できる状態の資産)
- ④ 未稼働資産(稼働していないが、既に所有している資産)
- ⑤ 固定資産税勘定に計上されていない資産(決算期以後1月1日までの間に取得した資産)
- ⑥ 改良費(※資本的支出は、新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います)

(7) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の課税対象となるべきもの
- ② 無形固定資産(例 ソフトウェア、特許権、営業権、商標権等)
- ③ 繰延資産(例 開業費、開発費、創立費等)
- ④ 美術品(※減価償却資産対象外のもの)
- ⑤ 生物(※観賞用・興行用等のものは、償却資産の申告の対象となります)
- ⑥ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
 - a. 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務課会計上固定資産として計上しない資産(一時に損金算入又は必要経費としている資産)
 - b. 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産
- ⑦ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

※⑥については、7ページ「少額の減価償却資産の取扱いについて」もご参照ください。

(8) 少額の減価償却資産の取扱いについて

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の取扱い
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

(9) リース資産の取扱いについて

ファイナンス・リース取引のうち、期間満了時にリース資産の所有権が借主に無償で移転するもの以外のもの(所有権移転外ファイナンス・リース取引)は、資産の所有者である貸主(リース会社)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の貸主(所有者)が、当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産については、償却資産の申告の必要はありません。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸契約によるリース資産 (期間満了と同時に資産が回収されるような場合)	償却資産の申告不要	償却資産の申告必要
実際の売買にあたるようなリース資産 (所有権留保付割賦販売等、リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような契約を行っている場合)	償却資産の申告必要	償却資産の申告不要

(10) 再生可能エネルギー事業に係る償却資産の取扱いについて

遊休地や家屋の屋根等に、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)を設置した場合、固定資産税の課税対象となり、償却資産の申告が必要になる場合がございますので、次の表をご参照ください。

設置者	設置内容	申告の有無
法人	法人の事業に用いるために設置	申告必要
個人(個人事業主)	店舗・アパート・農業等の事業を営む者が、その事業に用いるために設置	申告必要
個人(住宅用)	発電出力10KW(キロワット)以上で、経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を家屋又は土地等に設置及び発電量の全量又は余剰を売電するもの	申告必要
	発電出力10KW(キロワット)未満又は上記に含まれないもの	申告不要

★法人・個人(個人事業主)の方は、売電の有無に関わらず、事業の用に供しているものであれば、償却資産の申告の対象となります。

★家屋の屋根材と一体となっている設備につきましては、家屋での課税になります。

★個人の方で太陽光発電設備をリース契約されている場合は、契約内容によって貸主(所有者)が申告を行う必要がある場合がございます。7ページの「リース資産の取扱いについて」をご参照ください。

<太陽光発電に関わる設備の部分別評価区分表>

設置状況	太陽光 パネル	架台 ユニット	接続 ユニット	パワー コンディショナー	表示 ユニット	電力計等
家屋に一体の建材(屋根材等)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に載せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物等)	償却	償却	償却	償却	償却	償却

★上の表で「償却」と表示されている設備につきましては、償却資産の申告が必要です。

★耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2「電気事業用設備」の「主として金属製のものの」の17年が適用されます。

～再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例・課税免除について～

再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)に係る特例に該当する場合は、固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書の提出をお願いいたします。申請書様式につきましては、大和町役場ホームページより印刷いただき、ご使用ください。

また、平成28年4月1日以降に取得した設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写しの提出をお願いいたします。

Ⅱ 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、大和町において、工場や商店の経営、駐車場やアパート等の貸付けなど、事業を営んでいる法人や個人の方に申告していただくこととなっております。

(2) 提出する書類

	申告いただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書	
					別表1 増加資産 全資産用	別表2 減少資産用
書類による提出	初めて申告される方	◎		◎	◎	
	増加又は減少した資産のある方		◎	◎	◎	◎*1
	増加又は減少した資産のない方			◎*2		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		◎	◎*3		◎
	償却資産を所有されていない方			◎*4		
電子申告による提出	初めて申告される方	◎		◎	◎	
	増加又は減少した資産のある方		◎	◎	◎	◎*1
	増加又は減少した資産のない方			◎*5		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		◎	◎*5		◎
	償却資産を所有されていない方			◎*5		

*1 種類別明細書(減少資産用)には、減少した資産のみをご記載ください。また、所有している資産の一部(取得価額等)に減少がある際には、種類別明細書(減少資産用)の該当資産の備考欄にその旨(※21ページ参照)をご記載ください。

*2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の備考欄の「1 前年中に増減(有・無)」の番号及び「無」に○をつけてください。

- ＊3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の備考欄の「3 その他」の番号に○をつけた上、その旨(「令和6年4月廃業」、「令和6年4月資産を町外へ移転」等)をご記載ください。
- ＊4 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の備考欄の「2 該当する資産なし」の番号に○をつけてください。
- ＊5 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の備考欄にその旨(「前年中に増減なし」、「令和6年4月廃業」、「該当する資産なし」等)をご記載ください。

(3) 本人確認について

個人番号(マイナンバー)を記入した申告書をご提出いただく場合、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、本人確認を実施いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、窓口で提出の場合は、次の本人確認資料の原本を持参いただき、郵送で提出の場合は、次の本人確認資料の写し(コピー)を添付いただきますようお願いいたします。

なお、電子申告による提出の方は、電子証明書等の情報により本人確認を実施するため、本人確認資料は不要です。

本人(所有者)が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認 次のうち1点	○ 個人番号カード ○ 住民票の写し(個人番号付き) ○ 通知カード(有効なもの) 等	本人の 番号確認 次のうち1点	○ 個人番号カード ○ 本人の住民票の写し(個人番号付き) ○ 通知カード(有効なもの) 等
		代理人の 番号確認 次のうち1点	○ 個人番号カード ○ 運転免許証又はパスポート ○ 税理士証票 等
身元確認 次のうち1点	○ 個人番号カード ○ 運転免許証又はパスポート 等	代理権の 確認 次のうち1点	○ 委任状 ○ 税理代理権限証書 等

※あくまで申告書に個人番号(マイナンバー)を記入した際の対応となります。

(4) 個人番号・法人番号の申告書への記入について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年度分以降の償却資産申告書を提出する場合、申告書に法人番号又は個人番号(マイナンバー)を記入いただくことになりました。

法人の方は13桁の法人番号を、個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、16～17ページをご参照の上、ご記入ください。

なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

(5) 申告の方法

申告の方法につきましては、以下のとおりです。

(ア) 書類による提出

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、大和町役場税務課の窓口又は郵送で申告する方法です。

(イ) 電子申告による提出

地方共同機構が運営する eLTAX(地方税ポータルシステム)で申告する方法です。

eLTAX の入力方法につきましては、下記のホームページで検索して確認いただくか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAX ヘルプデスク 0570-081459

受付時間:9:00~17:00(※土日・祝祭日と年末年始を除く)

(6) 提出期限

令和7年1月31日(金)です。

期限間近になりますと窓口が混雑いたしますので、早期提出いただくか電子申告により提出いただきますようご協力をお願いいたします。

(7) 提出先及び問合せ先

提出先：大和町役場 税務課 固定資産税係

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

問合せ先：TEL 022-345-1116(直通) / FAX 022-341-8801(受付時間内)

受付時間：8:30~17:30(※土日・祝祭日と年末年始を除く)

※申告書を郵送で提出する場合に、宛先として使用いただけるラベルが裏表紙にございますので、切り取ってご利用ください。

※申告書を郵送で提出する方で、受付済の申告書の控えを希望される場合は、送付先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封いただきますようお願いいたします。

<よくある質問 Q&A>

Q1. 手元に届いた種類別明細書に資産を書ききれない場合はどうすればよいですか？

A1. ホームページに掲載している空様式を印刷してご利用できますが、複写式の様式を必要としている際は、税務課窓口にご来庁いただくかお問合せ願います。

<よくある質問 Q&A>

Q2. 手元に届いた申告書類の中に「償却資産細目一覧表」が同封されていませんが何故ですか？

A2. 大和町に初めて申告される方、去年までの申告で該当資産がない方、去年までの申告の際に同封不要の申出をされた方、資産件数が多く封筒に入りきらなかった方には同封をしておりません。
なお、同封不要の申出をされた方、資産件数が多く封筒に入りきらなかった方で、「償却資産細目一覧表」が必要である場合は、お問合せ願います。

<よくある質問 Q&A>

Q3. 大和町の受付印(日付印)が押された申告書の控えはいただくことはできますか？

A3. できます。控え用に申告書をコピーしたものをご用意いただき、郵送で申告書の提出をする場合は、切手を貼付した返信用封筒も必ず同封願います。

<よくある質問 Q&A>

Q4. 償却資産の申告手続きを税理士等の代理人に依頼しているのですが、所有者本人からも申告する必要はありますか？

A4. 税理士等の代理人に依頼しているのであれば、所有者本人からの申告は不要です。
また、申告を行っているか否かについての経過確認につきましては、依頼先の税理士等の代理人の方へお問合せください。

<よくある質問 Q&A>

Q5. 事業を行っていた個人宛てに償却資産の申告書類が届きましたが、その個人が亡くなっている場合は、どのように対応すべきですか？

A5. その資産を相続して事業を継続する場合は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄に、「令和〇年〇月〇日に所有者死亡につき、大和A子が相続」等を記入いただき、住所・氏名欄につきましても、抹消線を引き、新たな所有者の方の情報を余白に記入願います。
その資産を相続せず事業も継続しない場合は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄に、「令和〇年〇月〇日に所有者死亡につき、事業を廃止(解散)」等と記入いただき、「種類別明細書(減少資産)」も記入願います。
その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。

Ⅲ 税額等の算出方法

(1) 評価額の算出方法

申告していただく資産1件ごとに、取得年月・取得価額・耐用年数に基づき、1月1日現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額の小数点以下は切り捨てとなります。

前年中に取得したもの	取得価額 × (1 - r/2) = 評価額
前年前に取得したもの	取得価額 × (1 - r) = 評価額

☆「r」は、耐用年数に応ずる減価率です。

☆1月1日に取得した資産については、その前年の12月を取得年月日とします。

☆初年度の評価額は、取得月にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。

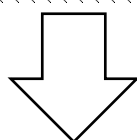
☆毎年この方法により計算を行い、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が、その資産の評価額となります。

<減価残存率表>

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの			前年中取得のもの	前年前取得のもの
		(1 - r/2)	(1 - r)			(1 - r/2)	(1 - r)			(1 - r/2)	(1 - r)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954

例) 令和6年4月に取得した、取得価額 200,000 円、耐用年数が6年のルームエアコンの場合

申告年度	評価額
令和7年度	200,000 円(取得価額) × 0.840(前年中取得の減価残存率) = 168,000 円(評価額)
令和8年度	168,000 円(前年の評価額) × 0.681(前年前取得の減価残存率) = 114,408 円(評価額)
令和9年度	114,408 円(前年の評価額) × 0.681(前年前取得の減価償却率) = 77,911 円(評価額)



翌年度以降も同様に評価額を算出します。

令和14年度	16,756 円(前年の評価額) × 0.681(前年前取得の減価償却率) = 11,410円(評価額)
令和15年度	11,410円(前年の評価額) × 0.681(前年前取得の減価償却率) = 7,770円 取得価額の5%が、200,000 円 × 0.05 = 10,000 円 ↓ 10,000 円(評価額)
令和16年度	<u>ルームエアコンの令和15年度の評価額が取得価額の5%につき、</u> <u>資産が減少しない限り、令和15年度以降は評価額が 10,000 円で固定となります。</u>

今まで申告していた資産の取得価額や耐用年数等が変更となった際は、当該資産について変更となった取得価額や耐用年数等で、申告初年度まで遡って上記のとおり再計算を行い、評価額を算出していただく必要がございます。

当該資産の取得年月が変更となった場合は、変更後の申告初年度まで遡っての再計算をお願いいたします。

また、このような再計算を行った場合は、本年度申告より5年分遡って修正申告を行う必要がございます。

※詳しくは、27ページの「未申告や申告内容の修正について」をご参照ください。

(2) 課税標準額の算出方法

申告いただく資産の評価額の合計(1,000 円未満切り捨て)が、課税標準額となります。

(3) 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率(1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	----------	---	---------------------

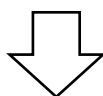
☆償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、償却資産については課税されません。

☆償却資産の課税標準額が150万円未満の場合でも、所有者や資産内容の把握及び市町村の固定資産税の計算に必要となりますので、申告は必要です。

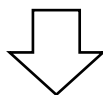
例) 舗装路面及びルームエアコンの税額の算出

※この例示は、課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合です。

資産の 名称	取得年月	取得価額	耐用 年数	評価額
舗装路面	令和5年5月	3,000,000 円	15 年	【令和6年度評価額】 3,000,000 円(取得価額)×0.929(前年中取得の減価償却率) = 2,787,000 円 【令和7年度評価額】 2,787,000 円(前年の評価額)×0.858(前年前取得の減価償却率) = 2,391,246 円
ルーム エアコン	令和6年4月	200,000 円	6 年	200,000 円(取得価額)×0.840(前年中取得の減価償却率) = 168,000 円



<課税標準額> 2,391,246 円 + 168,000 円 = 2,559,246 円 ⇒ 2,559,000 円 (1,000 円未満切り捨て)
--



<税額> 2,559,000 円(課税標準額) × 0.014(税率 1.4%) = 35,826 円 ⇒ 35,800 円(100 円未満切り捨て)
--



上記の計算により例示の税額は35,800円となります。

(1) 償却資産申告書の記入方法

~ 16 ~

- ◎ 住所・氏名・取得価額(前年前に取得したもの(イ))は、昨年までの申告で資産の該当がある方のみ印字しております。
- ◎ **印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容をご記入ください。**
- ◎ 印字している申告書を破損してしまった際は、ホームページに掲載の空様式をご利用ください。

イナンバー(個人番号)を、
番号を右詰めで記入して
ます。

⑤ 事業の内容を具体的に記入してください。また、法人の
場合、資本金又は出資金の額も記入してください。

⑥ 個人の方は事業を開始した年月、法人の場合は設立年
月を記入してください。

⑦ この申告書の内容についての問合せ先となる担
当の部署、氏名、電話番号を記入してください。

⑧ この申告に税理士等が関わっている場合は、税
理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

⑨ 国税での申告状況で、該当す
る方を○で囲んでください。

⑩ 資産の所在地を記入してくだ
さい。
また、2以上の所在地がある場合は、
それぞれ記入し、その主となる場所
の番号を○で囲んでください。

⑪ 借用資産(リース資産)の有無
について該当する方を○で囲んで
ください。

⑫ 借用資産がある場合は、その
資産の名称、貸主の名称等を記入
し、リース契約書の写しを添付し
てください。

⑬ 該当する方を○で囲んでくだ
さい。

⑭ 該当する番号及び事項につい
て○で囲んでください。次のよう
な場合は、備考欄の余白又は別用
紙(任意様式)に記入してください。

(a) 住所、氏名又は資産の所在地
に変更があった場合は、変更事由・
変更年月日・旧住所・旧氏名・新し
い所在地の名称等の参考事項。

(b) 合併があった場合は、合併
日・合併法人名等の参考事項。

(c) 課税標準の特例や減免対象
の資産を所有している場合は、届
出書・添付書類についての名称。

(d) 納税管理人を定めている場
合は、その方の住所・氏名。

(e) 上記のほか申告に必要なと
なる事項・連絡等。

申告書(償却資産課税台帳)

個人番号(イ) XXX-XXXX

事業種目(ロ) 食料品その他製造業

事業開始年月(ハ) 昭和 44 年 7 月

代表者(ニ) 大和 花子 電話 090-XXXX-XXXX

顧問(ヒ) 古岡 二郎 電話 022-XXX-XXXX

取得したもの(イ) 7376200

減価償却したもの(ロ) 431194200

取得したもの(イ) 11340630

減価償却したもの(ロ) 943161030

取得したもの(イ) 75662000

減価償却したもの(ロ) 108625980

取得したもの(イ) 2323000

減価償却したもの(ロ) 1558643210

取得したもの(イ) 21039830

減価償却したもの(ロ) 1558643210

課税標準額(イ) 18

課税標準額(ロ) 18

電子申告による
以外では記入不要です。
う方は、18 ページもご参照ください。

⑪ 大和町古岡生ほろば 1-1-1

⑫ 大和町古岡宇西橋水 1-1

⑬ パソコン、コピー機
○×リース株式会社
仙台市青葉区△△△
TEL 022-XXX-XXXX

⑭ 自己所有

⑮ 前年中資産の増減 (有) (無)

⑯ 該当する資産なし

⑰ その他
令和 6 年 10 月 10 日に株式会社タウン・ブーズを
吸収合併し、同日に商号変更。
(旧) 株式会社 タイフチョウブーズ
(新) 株式会社 タイフタウンブーズ

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

<取得年月>
 年号 … 令和であれば「5」、平成であれば「4」と記入ください。
 年月 … 資産を取得した年月を記入ください。
 ※令和7年1月1日に取得した資産は、行番号14及び15のように記入ください。

<取得価額> 当該資産の取得価額
<耐用年数> 当該資産に適用する耐用年数
 ※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数を記入ください。

申告年度を記入ください。

<資産の種類>
 資産の種類に記入する数字は次のとおりです。
 1…構築物
 2…機械及び装置
 3…船舶
 4…航空機
 5…車両及び運搬具
 6…工具、器具及び備品

<資産コード>
 記入は不要です。
 なお、資産を見分けるためにつけた独自の番号がある場合等は、記入いただいても差し支えございません。

<資産の名称等>
 増加した資産、増加していたが申告がもれていた資産の名称を記入ください。
【注1】
 名称が同じものが続く場合でも、「同上」「#」とはせず、それぞれ記入ください。
【注2】
 20字を超える場合は、名称の省略をお願いします。
【注3】
 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を使用し、左詰めで記入ください。

<数量>
 該当資産の数量を、「個」等の単位をつけずに記入ください。

令和 7 年度

所有資産コード		資産の名称等	数量	取得年月 年 月 日	取得価額 千円 円
01	1	本社工場 敷地フェンス	15	6 4	25552
02	1	広告塔	15	6 4	48210
03	2	小型アキュムコンベア	15	6 4	9200
04	2	飯缶洗浄機	14	13 8	66406
05	2	差取装置 FOC-330	15	6 7	6000
06	2	フォーム洗浄機	15	6 7	3600
07	2	ジャイロコンバクトフリーザー	15	6 7	932050
08	2	汚水処理装置	15	6 8	11023
09	2	ジャンボ成型機	15	6 9	8800
10	2	盛付コンベアー	15	6 9	76327
11	6	乾熱滅菌器	14	20 5	2430
12	6	電子レンジ	45	6 4	2600
13	6	ルームエアコン	25	6 4	4000
14	6	パソコン	35	7 1	4700
15	6	コピー機	15	7 1	9500
16	6	食器洗浄機	15	3 4	7700
17					
18					
19					
20					
小 計					1218098

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他

- ◎ こちらの様式は複写式となっており、1枚目(提出用)は大和町へ提出するもの、2枚目(控用)は申告される方の控えとなります。

る受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

申告年度を記入ください。

<資産の種類>
資産の種類に記入する数字は次のとおりです。
1…構築物
2…機件及び装置
3…船舶
4…航空機
5…車両及び運搬具
6…工具、器具及び備品

同封の「償却資産明細一覧表」がある方は、そちらに印字されている当該資産の「種類」のとおりに記入ください。

<抹消コード>
同封の「償却資産細目一覧表」がある方は、そちらに印字されている当該資産の「資産番号」のとおりに記入ください。

<資産の名称等>
減少した資産、減少していたが申告がもれていた資産に名称を記入ください。

同封の「償却資産細目一覧表」がある方は、そちらに印字されている当該資産の「資産の名称・規格・形式」のとおりに記入ください。

<取得年月>
年号 … 令和であれば「5」、平成であれば「4」と記入ください。
年月 … 資産を取得した年月を記入ください。

同封の「償却資産明細一覧表」がある方は、そちらに印字されている当該資産の「取得時期」のとおりに記入ください。

<取得価額>・<耐用年数>
同封の「償却資産細目一覧表」がある方は、当該資産の「取得価額」「耐用年数」のとおりに記入ください。
※当該資産の一部について減少記入ください。

令和 7 年度

種類別明細書(減少資産用)

行番号		資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	
						年	月	千円	円
01	1	160001	フェンス	14	16	12			
02	1	160002	フェンス	14	16	12			
03	1	170001	広告塔	14	17	4			
04	2	100005	ちぎ機	24	10	2			
05	2	110023	小型飯缶洗浄機	34	11	6			
06	2	110030	小型握り飯機	14	11	7		394	
07	5	180003	フォークリフト	14	18	3			
08	6	330010	電子レンジ	45	3	4		2	
09	6	320043	ルームエアコン	25	2	5		3	
10	6	290130	事務用パソコン	14	30	1		1	
11	6	62004	陳列棚	13	62	11		2	
12	6	290001	自動販売機	24	29	1		6	
13	6	280006	自動販売機	14	28	4		3	
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小 計								503	

<数量>
当該資産の減少数量を、「個」等の単位をつけずに記入ください。

なお、上記の期間以前に減少していたが、申告対象年度に申告を行っていなかった資産がある場合については、その当該資産もご記入願います。

◎ こちらの様式は複写式となっており、1枚目(提出用)は大和町へ提出するもの、2枚目(控用)は申告される方の控えとなります。

~ 21 ~

(4) 電子申告を行う場合の記入方法

- ◎ 電子申告を行う場合は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に令和7年1月1日現在に所有する全ての資産について記入いただき、評価額まで計算の上でご申告ください。
- ◎ 減少資産がある場合は、種類別明細書(減少資産用)の記入と添付をお願いいたします。
- ◎ 資産内容が前年度と相違ない場合であっても、種類別明細書(増加資産・全資産用)に所有する全ての資産が記入されたものをご申告ください。
- ◎ 申告内容の記入方法は、16ページから21ページをご参照ください。

<よくある質問 Q&A>

Q6. S市に資産を有している法人(例:B会社)が、大和町の法人(例:C会社)に吸収合併されて解散となり、今まで大和町に申告していたB会社の償却資産が、C会社の所有となった場合、申告はどのように行えばよいですか？

A6. B会社は、C会社に吸収合併となり事業が解散となったこと、申告していた償却資産がC会社の所有となったことを、S市に申告していただく必要がございます。

C会社は、B会社を吸収合併したこと、B会社の償却資産を受け入れたことを、大和町に申告いただく必要がございますので、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の備考欄にその旨と、「種類別明細書(増加資産・減少資産用)」の記入をしていただき、B会社を吸収合併したことがわかる登記事項証明書等の参考資料の添付もいただきますようお願い申し上げます。

その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。

<よくある質問 Q&A>

Q7. 12月中に手元に償却資産の申告書類が届きましたが、1月1日以降でないと、窓口や郵送での提出の受付は出来ないのでしょうか？

A7. 窓口や郵送での受付は出来ます。なお、電子申告に関しましては eLTAX ホームページ等で、1月1日以前に手続きが行えるかどうかをご確認くださいようお願いいたします。

また、1月1日以前に提出した申告内容に修正等があった場合は、修正申告を必ず行ってください。

その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。

<よくある質問 Q&A>

Q8. 税務署に確定申告をしていますが、町に償却資産を申告する必要はありますか？

A8. 申告は必要です。税務署への確定申告は国税の計算のために必要となるもので、償却資産の申告は、その市町村の固定資産税の計算に必要となるものです。

必要用途が異なるため、税務署への確定申告とは別に、償却資産を市町村に申告いただくこととなっています。

V 課税標準の特例等について

(1) 課税標準の特例

地方税法349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」及び「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の備考欄に、適用条項・特例の内容等を記入し、ホームページに掲載されている「**固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書**」とともに、**特例に該当することを証明する書類の写し**をご提出ください。

＜課税標準の特例の対象となる主な償却資産＞ 法令の改正に伴い、法令の新設・延長・廃止となる場合がございます。

適用条項	特例対象施設及び適用される資産の取得時期	課税標準の軽減割合 (課税標準額に乗じる割合)	
地方税法 第349条の3	ガス事業用資産(第2項)	最初の5年間(3分の1)	
	【取得時期】平成29年4月1日以降	次の5年間(3分の2)	
地方税法附則 第15条関係	ごみ処理施設(第2項第2号)	2分の1	
	【取得時期】令和4年4月1日から令和8年3月31日		
	一般廃棄物の最終処分場(第2項第3号)	3分の2	
	【取得時期】令和4年4月1日から令和8年3月31日		
	産業廃棄物処理施設(第2項第4号)	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
	県知事の許可証の写し、施設説明書及び設計図等の写しの添付も必要。	2分の1 又は 3分の1	
	【取得時期】令和4年4月1日から令和6年3月31日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
	令和6年4月1日から令和8年3月31日	3分の1	
	太陽光発電設備(第25項第1号、第2号)	1000kW未満	最初の3年間 (3分の2)
	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写しの添付も必要。		
	【取得時期】令和2年4月1日から令和8年3月31日	1000kW以上	最初の3年間 (4分の3)
	※ 固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。		
	雨水貯留浸透施設(第41項)	最初の3年間(3分の1)	
	【取得時期】令和3年5月10日から令和9年3月31日		
	中小企業者等が取得した先端設備等(第44項)	賃上げ表明なし	最初の3年間 (2分の1)
	【取得時期】令和5年4月1日から令和7年3月31日		
	※ 令和5年3月31日までに取得したものは、下記の旧地方税附則第64条の適用となります。	賃上げ表明あり	最初の4年間又は 5年間(3分の1)
旧地方税法附則 第64条	中小事業者等が取得した先端設備等	最初の3年間(0ゼロ)	
	【取得時期】令和3年4月1日から令和5年3月31日		

(2) 中小企業等経営強化法による先端設備等に係る課税標準の特例

中小企業等が町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、新規に取得した一定の固定資産税(償却資産及び事業用家屋)の課税標準額につきまして、特例措置を講じております。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に取得した先端設備等は、旧地方税法附則第64条が適用され、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に取得した先端設備等は、地方税法附則第15条第44項が適用されます。

認定を受ける為の先端設備等導入計画の申請については、商工観光課(TEL:022-345-1184)へお問合せください。

以下は、地方税法第15条第44項と旧地方税法附則第64条における特例対象となる設備等の事項となりますので、ご参照ください。

地方税法附則第15条第44項<特例対象設備>

設備の種類(※中古資産を除く)	最低取得価格
機械及び装置	160万円以上
工具(測定及び検査器具)	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備 ※	60万円以上

※ 償却資産として課税されるものに限ります。

<特例を受けるための要件>

- ① 取得前に、先端設備等導入計画の認定を町から受けていること。
- ② 事業の用に供されたことのないものであること。
- ③ 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

<特例に係る添付書類>

9ページの提出書類に加え、上記の特例を受ける場合は、次の書類も申告時に添付願います。

- ① 先端設備導入計画に係る認定申請書の写し
- ② 先端設備導入計画認定書の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画の事前確認書の写し
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げの表明ありの場合)の写し

旧地方税法附則第64条＜特例対象設備＞

設備の種類 (※中古資産を除く)	最低取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具 (測定及び検査器具)	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備 ※	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上	新築

※ 償却資産として課税されるものに限ります。

＜特例を受けるための要件＞

- ① 取得前に、先端設備等導入計画の認定を町から受けていること。
- ② 旧モデル比で、生産性が年平均1%以上向上するものであること。
- ③ 事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等と共に導入されたものであること。

＜特例に係る添付書類＞

9ページの提出書類に加え、上記の特例を受ける場合は、次の書類も申告時に添付願います。

- ① 先端設備導入計画に係る認定申請書の写し
- ② 先端設備導入計画認定書の写し
- ③ 工業会等による生産性向上特別措置法の先端設備等に係る仕様等証明書の写し

※事業用家屋を取得した場合については、家屋調査時に必要書類等についてご説明いたします。

固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書

令和〇年〇月〇日

(あて先)大和町長 下記の資産は課税標準の特例に該当しますので、関係書類を添えて適用の申請をします。

所有者		住所		〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目 1番地の1		資産所在地		大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1		所有者コード	
氏名または 名称		株式会社 タイフタウンフーズ ㊞				申請理由		再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）の取得により、固定資産税の課税標準の特例を受けるため			
添付書類						添付書類		再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書			
資産区分	資産の名称(型式及び規格)	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	備考	該当条項	適用期間・率その他			
2	太陽光発電設備	1	令和4年5月	XXXXXXXXXX円	17		地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			
							地方税法第349条の3第15条第1項	年度から年度まで			

添付書類

・対象設備の仕様書の写し、特例適用に必要なとなる証明書の写し等

VI その他

(1) 免税点について

市町村の区域内に同一人が所有する全ての土地の課税標準額の合計額、全ての家屋の課税標準額の合計額、全ての償却資産の合計額が、それぞれ次の表に記載の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

なお、償却資産は、課税標準額の合計額が150万円を超えない場合でも、7ページの少額の減価償却資産(申告対象外の資産)を除き、必ず申告いただく必要がございます。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償却資産	150万円

(2) 未申告や申告内容の修正について

本年度以前に取得した資産の申告漏れや取得価額の誤り等が判明した場合は、地方税法第17条の5の規定により、当該資産を取得した翌年度から遡って再計算いただき、**本年度を含む過去5年度分の申告内容の修正(修正申告)を行っていただく必要がございます。**

なお、過年度分について、追加課税又は還付となった場合は、税務課職員より事前に納税通知書等の発送予定日ほか送付先等の事項をご連絡させていただきますので、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の連絡先及び担当者名を必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。

また、こちらの申告内容の審査においても、申告漏れと思われる資産や取得価額の相違等があった場合は、確認のご連絡をさせていただきますので、ご了承ください。

【 注 意 】

過年度分について追加課税となった場合は、通常の期別に分けた納付とは異なり、一括での納付となります。納付方法は納付書に限り、口座振替ができません。

(3) 申告内容の实地調査のご協力のお願い

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であるか確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、税務課職員より問い合わせや資料提供の依頼、实地調査にお伺いすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

また、上記の確認及び調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正(修正申告)をお願いすることがございますのでご承知願います。

申告書のご提出の前に、次の事項をご確認願います。

- ☐ 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」に、記入もれ(住所や連絡先等)はないですか？
- ☐ 「種類別明細書」の各欄(取得年月、取得価額、耐用年数等)の記入はされていますか？
- ☐ 申告対象外(大和町外)の資産は含まれていませんか？
- ☐ 電子申告の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 受付済の申告書の控えをご希望の場合、宛先記入及び切手貼付している返信用封筒を用意又は同封していますか？
- ☐ 申告書の提出先に誤りはありませんか？

～郵送で申告される方へ～

郵送での申告の際には、下記の宛先を切り取って使用いただけます。

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町役場 税務課 固定資産税係 行

(償却資産申告関係書類 在中)